

～ 深夜の公共飲酒、酒類小売販売の禁止について（注意喚起） ～

1. シンガポールでは、「公共の場」における、午後10時30分から午前7時までの飲酒が法律（酒類規制法）で禁止されています。法律に違反した場合、最高1,000シンガポールドルの罰金が科され、再犯の場合、最高2,000シンガポールドルの罰金又は最高3ヶ月の禁固刑に処せられます。また、同時間帯の酒類の小売販売も禁止され、コンビニエンス・ストアやスーパーマーケットでの酒の購入はできません。
2. 飲酒が禁止される「公共の場」とは、主として駅、道路、歩道、公園、広場等、出入りが自由な場所が想定されており、私的な空間である自宅やホテルの部屋、あるいは、コンドミニアム敷地内のバーベキュー場は屋外であっても「公共の場」には含まれず、法律上、夜間の飲酒は認められます。
3. 午後10時30分以降であっても、政府から酒類提供の許可を得たバー、レストラン、ホーカー、カフェ、イベント会場等においては、許可で認められた時刻まで酒を飲むことは可能です。ただし、提供を受けた場所で飲むことが条件であり、同所から別の場所に持ち出したり、自宅やホテルに持ち帰ることは禁止されます。

◎ 違反例1

午後10時30分より前にコンビニエンス・ストア等で酒を購入し、午後10時30分過ぎに歩道上のベンチ等、公共の場で飲酒。

◎ 違反例2

自宅でパーティーを開催し、午後10時30分過ぎ、酒が足りなくなったため、酒を販売（提供）しているホーカーやカフェに行き、酒を購入し、同所で消費することなく、自宅へ持ち帰る。